

申請日：令和 年 月 日

養老町長 川地 憲元 様

申請者（排出者又はその世帯員）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 一般廃棄物（がれき類等）搬入許可申請書

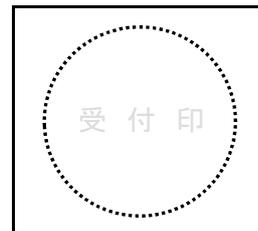
養老町内で発生した一般廃棄物を搬入したいので、次のとおり申請します。

下記の廃棄物は申請者自らが排出したものであり、本廃棄物を搬入するにあたり、不適合物（破碎の大きさ等）が含まれていた場合などは、最終処分場管理者及び町の指示に従い、すみやかに撤去し、自己責任において適正処分することを誓います。

廃棄物の発生源及び発生理由 <small>（該当する番号に○を付けてください。）</small>	場所	1. 申請者住所と同じ 2. (住所と異なる)養老町		
	理由	1. 自宅の家庭ごみ 2. 建物等の取り壊し 3. その他 ( )		
	種類 <small>（理由が2の場合のみ○を付けてください。）</small>	1. 住宅 2. 倉庫（小屋） 3. 園庭 4. 車庫 5. その他 ( )		
運搬車両の種類	(1)軽トラ・乗用車 (2)1トﾝ車 (3)1.5トﾝ車 (4)2トﾝ車 (5)3トﾝ車 (6)3.5トﾝ車 (7)4トﾝ車 (8)その他			
本日の搬入場所及び車両台数	弥八池 ・ 祖父江 <small>(木・金曜日) (月・火曜日)</small>		搬入日	上記申請日と同じ
			車両・台数	( )トﾝ車 × 台
廃棄物等運搬車	住所	氏名		(□申請者と同じ)
	携帯電話			
	運搬車両ナンバー			
廃棄物の種類 <small>（該当する番号に○を付けてください。）</small>	(1)カワラ (2)レンガ (3)コンクリート			
	(4)ブロック (5)タイル (6)その他 ( )			
※ ただし、コンクリート、ブロック等は1辺当たり40cmに破碎されたものに限りま				

※町処分場を御利用するにあたり、一般廃棄物以外のものを搬入することは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令）で禁止されています。ご家庭から出たごみであっても、解体業者などに委託して解体された場合は「産業廃棄物」となります。産業廃棄物を一般廃棄物として町の処分場に搬入する行為は法律で禁止されています。

廃棄物は原則、申請者本人が搬入してください。町の許可なく他人のごみを収集、運搬する行為は法律で禁止されています。



役場等 受付担当 記入欄	受付者	管理人	現地確認日 <small>(必要に応じ実施)</small>	年 月 日	備考	
			搬入料金	t車× 台=	円	

本人確認
免・旅・住居・外・障
確保・介保・( )
聞取・会員証・補助者証
[No. ]

- ◎ 搬入指定日 一般廃棄物最終処分場 弥八池（田） 木曜・金曜  
一般廃棄物最終処分場 祖 父 江 月曜・火曜
- ◎ 搬入時間は、平日の午前9時から午後4時までとします。  
（ただし、正午から午後1時までは搬入不可。）
- ◎ 搬入の有効期間は、申請日当日に限り有効とします。
- ◎ 廃棄物は、原則、搬入者ご自身で下ろしていただきます。
- ◎ その当日分の料金は、何事の理由に問わず原則返還いたしません。
- ◎ 木・草など燃えるものを搬入することはできません。

(料 金 表)

- ◎ 軽車両、原動機付自転車又は最大積載量350kg以下の自動車に積載したもの  
1台あたり 1,030円
  - ◎ 最大積載量350kgを超え1トﾝ以下の自動車に積載したもの  
1台あたり 2,610円
  - ◎ 最大積載量 1トﾝを超え2トﾝ以下の自動車に積載したもの  
1台あたり 5,220円
- ※ その他、積載重量が1トﾝを増すごとに2,610円増すものとします。

(その他事項)

- ◎ 申請の際は、身分証の提示（運転免許証・健康保険証等）が必要になります。  
（申請できる方は、排出者又はその世帯員に限られます。）
- ◎ 委任状による代理申請は、排出者又はその世帯員との関係者（親子兄弟等）に限定されます。また、申請時にそれを証するものを提示していただく場合もあります。
- ◎ 申請者は、町処分場に搬入する廃棄物等運搬車に帯同する必要があります。

## 委 任 状

養 老 町 長 川 地 憲 元

(委 任 者)

住 所	
氏 名	印
電話番号	
廃棄物の発生場所	養老町

私は、一般廃棄物（がれき類等）の搬入許可申請に係る一切の権限を下記のものに委任します。

年 月 日

代 理 申 請 人

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	